

議案第77号

鳥取中部ふるさと広域連合旧伝染病隔離病舎の財産を処分する協議について

次のとおり伝染病予防法(明治30年法律第36号)の廃止に伴う鳥取中部ふるさと広域連合旧伝染病隔離病舎の財産を処分する協議をすることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の11の規定により、本議会の議決を求める。

平成12年9月21日

三朝町長 吉田 秀光

平成12年9月29日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

鳥取中部ふるさと広域連合旧伝染病隔離病舎の財産処分に関する協議書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の13において準用する同法第289条の規定により、伝染病予防法(明治30年法律第36号)の廃止に伴う財産処分を次のように定める。

- 1 旧伝染病隔離病舎を鳥取県へ有償譲渡し、譲渡金は、鳥取中部ふるさと広域連合に帰属するものとする。
- 2 譲渡金は、病院(隔離病舎)事業債の償還に全額充てる。